**共同研究契約書（案）**

東海大学（以下「甲」という。登録番号：T1011005000371）と株式会社AAA（以下「乙」という。）とは、甲乙が共同して行う研究（以下「本研究」という。）に関し、下記の通り契約を締結する。

（本研究の研究題目）

第１条　研究題目「　　　」

（研究期間）

第２条　研究期間　　　自　２０ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日　　至　２０ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日

　なお、本研究の中断・中止・延伸及び本計画の内容変更等については、別途甲乙協議するものとする。

（研究実施責任者）

第３条　甲及び乙の研究実施責任者は次のとおりとする。

（１）甲　東海大学　所属　　氏名　（資格）

（２）乙　株式会社AAA　所属　　氏名　（役職）

（研究の実施）

第４条　本研究は、本契約書によるほか、目的の円滑な達成のため、以下の項目を含む別添「共同研究計画書」（以下「本計画書」という。）を研究実施責任者間で作成し、密接に連絡を取りあい誠意をもって実施するものとする。

（１）本研究の目的

（２）共同研究実行担当者

（３）主な研究項目と分担体制

（４）スケジュール

（５）相互利用可能な主な設備

（研究経費の分担）

第５条　甲及び乙は、本研究の実施に必要な装置、要員等にかかわる経費をそれぞれが分担し負担するものとする。

２　前項に拘らず、乙は、次号の研究費を、甲乙別途定める方法により、20XX年XX月XX日までに甲に支払うものとする。

（１）研究費総額（10％対象）　金●●円（消費税額等○○円）

研究費総額の内訳：直接研究費△△円、一般管理費▲▲円

（本研究に関する情報）

第６条　甲及び乙は、支障のない範囲で、本研究の推進に必要な情報を相互に供するものとする。

（便宜供与等）

第７条　甲及び乙は、本研究の実施において、要員の派遣、物品等の搬入並びに相手方の施設、物品等の使用の必要が生じた場合、相互が協議して必要な便宜を供するものとする。

（秘密保持）

第８条　甲及び乙は、相手方である開示者よりあらかじめ秘密扱いであることを文書にて明示し提供された情報のうち、双方内容を確認の上秘密扱いであることに同意した情報および相手方よりあらかじめ秘密扱いであることを申し出た文書以外による情報のうち、双方内容を確認の上秘密扱いであることに同意し、議事録等に明示された情報について、本研究の期間中ならびに本研究の完了後または研究中止後●年間は秘密を保持し、相手方の事前の同意なしに、第三者に対して開示ないしは提供せず、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（１）相手方から提供・開示を受ける以前に、公知であったもの。

（２）相手方から提供・開示を受ける以前に、既に自己が保有していたもの。

（３）相手方から提供・開示を受けた後、自己の責めによらないで公知となったもの。

（４）相手方から提供・開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の拘束なしに受領したもの。

（５）相手方から提供・開示を受けた後、自己に属する者が本契約とは全く無関係に独自に開発・取得したもの。

２　本研究の成果の内、ノウハウ及びその秘密を保持すべき期間は、甲及び乙が協議の上、指定することができる。ただし、指定したノウハウの秘密を保持すべき期間は、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（研究成果の報告及び公表）

第９条　甲及び乙は、本研究の終了後、相手方から要請があった場合、遅滞なく本研究の結果及び成果（論文発表・製品等を含む）を相手方に報告するものとする。

２　甲及び乙は、第８条を順守した上で研究成果の公表等を行うことができる。ただし、研究成果の公表等を本研究の終了後１年経過前に行おうとする場合は、その内容を書面で相手方に通知し、相手方の書面による了解を得なければならない。この相手方の了解を必要とする期間については、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（産業財産権）

第10条　甲及び乙は、本研究によって生ずる発明、考案、意匠権等の産業財産権については、甲及び乙の貢献度により協議の上、持分（甲乙それぞれの単独所有又は甲乙の共有）を決定するものとする。

２　甲及び乙は、本研究による産業財産権取得の出願を共同で行うときは、産業財産権取得の出願に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願に関する契約を締結の上行うものとし、その出願手続き等の費用に関しては、乙が負担するものとする。

３　乙が、本研究により共同出願した当該産業財産権を商業的に実施する場合は、甲及び乙が協議の上、実施料の支払い等について定めた実施契約を締結することとする。

（有効期間）

第11条　この契約の有効期間は、第２条に定める研究期間とする。ただし、第８条及び第９条の規定は、それぞれに規定する期間有効とし、第１０条の規定は産業財産権の対象発明等が保護され得る限り有効とする。

（反社会的勢力の排除）

第12条　甲及び乙は、相手方に対し、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」及びその関係団体等をいう。）でないこと、また、反社会的勢力でなかったことを証し、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないものとする。また、甲及び乙の主要な出資者又は役員等が反社会的勢力の構成員でないことを証明し、保証する。

２　甲及び乙は、前項の規定を本研究遂行による附帯取引先等にも順守させる義務を負う。

３　甲及び乙は、第２項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

４　甲及び乙は、相手方が本条第１項に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

５　前項の規定により契約解除となった場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責は負わないものとする。

（管轄裁判所）

第13条　本契約に係る紛争に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第14条　本契約書に定めがない事項、又は本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議の上解決するものとする。

（全１４条）

上記契約の締結を証するため、本契約書を二通作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

　　　年　　月　　日

甲　神奈川県平塚市北金目四丁目1番1号

　　東海大学

　　　学長　　木村　英樹

乙　住所

　　株式会社AAA

　　　締結者役職　　氏名

**共同研究計画書**

２０　年 月 日

１．研究題目

２．研究の目的

３．共同研究実行担当者

甲：東海大学

（研究実施責任者）　　学部　　学科　　資格　　氏名

（研究実行担当者）　　学部　　学科　　資格　　氏名

乙：

（研究実施責任者）

（研究実行担当者）

４．主な研究項目、分担体制、スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究項目 | 分担体制 | スケジュール（線表） |
| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| ① | 甲 ・ 乙 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ② | 甲 ・ 乙 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ③ | 甲 ・ 乙 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ④ | 甲 ・ 乙 | 　 | 　 | 　 | 　 |

５．相互利用可能な主な設備

甲：東海大学

乙：

６．特記事項

以　上